



仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合に向けた協議確認書

日本赤十字社（以下「甲」という。）と宮城県（以下「乙」という。）とは、甲が設置している仙台赤十字病院及び乙が設置している宮城県立がんセンター（以下「両病院」という。）の統合による新病院（以下「新病院」という。）整備の方向性に係る協議について、次のとおり確認する。

（協議方針）

第1条 甲と乙は、乙から提案のあった両病院の統合による新病院整備の方向性について、本確認後の協議に地方独立行政法人宮城県立病院機構と両病院を加えて、乙の政策医療上の課題を踏まえ、次条から第4条までの内容その他必要な事項等に関して一層の検討を進め、令和5年度中に合意することを目指して真摯に協議を進める。

（新病院の位置付け）

第2条 新病院は、乙の政策医療上の課題解決を実現するため、他の医療機関との役割分担、連携強化及び補完も踏まえ、仙台医療圏南部における急性期医療を担う中核的な医療機関として必要な機能の充実を図ることを目指す。

2 乙から提案された次に掲げる診療機能を踏まえ、病床数及び診療科を含めた詳細について引き続き協議を進める。

（1）救急医療

想定する診療圏は仙台市内隣接エリアを含む仙台医療圏南部とし、断らない二次救急により同地域における救急医療提供体制の強化に貢献する。

（2）周産期医療

仙台赤十字病院に設置されている総合周産期母子医療センターの機能を引き継ぎ、宮城県の周産期医療に貢献する。

（3）がん医療

がん診療連携拠点病院として、宮城県立がんセンターが担っている機能について東北大学と補完・連携を進め、他のがん診療連携拠点病院とともに県内のがん政策において必要な機能を維持する。

（4）災害医療

災害拠点病院として貢献する。

（5）新興感染症対応

新興感染症の感染拡大時における地域の感染症対応に貢献する。

3 前項のほか、乙から提案された精神科外来機能について協議を進める。



(新病院の設置者)

第3条 新病院の設置者について、今後協議される診療機能を適切に提供できることなどを考慮して、協議を進める。

(新病院の場所)

第4条 新病院を整備する場所は、名取市から乙に提案のあった同市植松入生を最有力候補地として、協議を進める。

(法的拘束力)

第5条 甲と乙は、本確認書の内容は法的拘束力を有しないものであり、関係当事者間で新病院の整備に係る法的拘束力のある合意書が別途締結されない限り、いずれの当事者も新病院の整備に関する何らの法的義務を負うものではないことを確認する。

(解除)

第6条 協議及び検討の結果、前条に規定する合意に至らないときは、甲乙協議の上、本確認書を解除することができるものとする。

(その他)

第7条 本確認書に定めのない事項又は疑義等があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を所持する。

令和5年2月20日

甲 日本赤十字社 社長

乙 宮城県知事